

# 変法運動と瀏陽算学館

深 澤 秀 男

はじめに

1. 瀏陽算学館の設置
2. 瀏陽算学館の組織
3. 瀏陽算学館の参加者
4. 瀏陽算学館の意義

おわりに

はじめに

本小論では、変法期の学堂の一例として、湖南省瀏陽県に設立された瀏陽算学館を取り上げる。<sup>1)</sup>

まず、瀏陽算学館の設置について考察し、ついで、その組織、参加者について述べ、最後に、その意義についても触れる。

## 1. 瀏陽算学館の設置

湖南省瀏陽県出身の唐才常は、「瀏陽興算記」を書き、算学館の設置の経緯について述べている。<sup>2)</sup>

---

1) 瀏陽算学館に関する、史料・参考文献には以下のものがある。  
唐才常「瀏陽興算記」(唐才常・譚嗣同等撰『湘報類纂』大通書局 1968 所収)  
譚嗣同・唐才常・熊希齡等主編『湘学新報』台湾華文書局 1967  
湖南省志編纂委員会編『湖南省志第 1 卷 湖南近百年大事紀述』(二訂) 湖南人民出版社 1979  
蔡尚思等編『譚嗣同全集』増訂本中華書局 1981  
中国史学会主編『戊戌変法資料』(四) 上海人民出版社 1957  
林能士著『清季湖南の新政運動 (1895—1898)』国立台湾大学文学院 1972  
深澤秀男「変法運動と学堂」(酒井忠夫先生古稀記念祝賀の会編『歴史における民衆と文化』国書刊行会 1982 所収)  
深澤秀男「清末知識人に見る歴史認識と歴史意識—唐才常の場合—」(安田二郎『中国における歴史認識と歴史意識の展開についての総合的研究』所収)

2) 唐才常・譚嗣同等撰前掲書 119—122 頁

それによれば、譚嗣同は、瀏陽は僻地にあるが、東方のスイスとしたいとあらまし云っており、<sup>3)</sup>瀏陽の将来について、唐才常と話し合っている。すなわち

ここにおいて、日に才常と謀る所は、瀏陽を交通し、之を激励しようということであり、恒に兩人は対坐して、夜を徹して寝らず、熱血が腔に盈み、藉手の無いのに苦しみ、泣数行下る、已むを得なければ瀏陽を新中国の萌芽としよう。<sup>4)</sup>

とあり、譚嗣同と唐才常が、いかにでもして、湖南省瀏陽を交通させ、新中国の萌芽としようとしたことが知られる。

そこで、唐才常は、同志と糾合して南台書院を改めようとしている。この事に関して「瀏陽興記」には、

学政江元和（標）<sup>5)</sup>がみまわりで、瀏陽に来たので、才常は、同人、劉淞英、劉涂質初羅君甘等を糾して、初めて、南台書院の章程を改革することを請うた。江標は、喜んで、「全く久し振りだ。私は、食事をやめ、餐を棄て、剣に手をかけて、東向して、瀏陽を刷振しよう。義声の首唱は、あてにしていなかった。余の明るい心に相い符契してくれる者として、瀏陽の人士がいた」いそいで、下県に通告した。官は出掛けて怠ることはなかったが、官がまだ即応しないでいた。たまたま、瀏陽にひでりの災害が甚しかった。民はさわぎどよめき、逃亡したり、飢死したりする者が出たので、官紳が公私の寄附を集めることを議し、生活に提供しつくすことを決めた。南台書院の費用もその余りを取って、これに送ることにした。<sup>6)</sup>

と見えており、唐才常は、同志にはかって学政江標に南台書院の改革を請うた所、江標も喜んでくれたが、たまたま、瀏陽県に早災が起り、人民が逃げたり、飢死したりしたので、南台書院の費用の余りは、そちらに送ったことが知られる。

譚嗣同や唐才常の先生の欧陽節吾も西学を取り入れ、湖南を改革しようと考えた一人であった。すなわち、「瀏陽興算記」には、

この時、吾が師、欧陽節吾先生は、休暇で県に還って来られた。先生は、早くも西学を力唱し、ワシントンをは、堯舜湯武を合して一人としたとし、いきぎよく西方の聖者というに至った。吾が中国が保種を欲しなければそれで已む。もし保種を欲すれば、必ず西人の実学を尊崇すべきである。そのあとで、能く吾が素王の真王を衛る。<sup>7)</sup>

と述べており、西学を唱え、ワシントンを力ある西方の聖者とし、実学を尊び、それから孔子の教を衛ることをすすめている。

ついで、

黄色人種は、つとめ励んで尽きることがなかった。かつて才常は、小文の応試にたまたま、

3) 同前 120 頁

4) 同前

5) 筆者注

6) 3)に同じ

7) 唐才常・譚嗣同等撰掲書 120—121 頁

素王改制を引用して、激賞を蒙り、先生が書籍をおくりこれを励ました。また、学問の宗旨の在る所を知るべきだといわれた。しかし書院を改める事がにわかに行われなことを聞き及んで、いきどおりをもって、同志十余人と資金を集めて社を結び、邑の奎文閣を社とし、新化の宴孝儒を聘して、彼を師とした。また、譚嗣同が為した所の興算学の議を刻し、遠近に回覧した。代理を用いて人を集めさせた。其の明年（光緒二十年）<sup>8)</sup>先生はついに、多くの資金を別に集めた。それを常年の経費とし、社を易えて館といった。ここに瀏陽に算学館が始めてできた。そこで南台書院は、また議論して、師課を改めて、史学、掌故、輿地の諸門とした。<sup>9)</sup>

以上によれば、唐才常が先生にほめられ、本を送られたこと、書院の改革がすぐには実行されないことを知り、十余人の同志と社を結んだ。また、譚嗣同が為した算学を興すの議が印刷され配布され、人や資金が集められ、欧陽節吾の援助もあって、光緒二十三年、瀏陽に初めて算学館ができたことが知られる。

また、前掲書には、

湖南省は、中国の萌芽にあたり、瀏陽は湖南省の萌芽にあたり、算学は、また萌芽の萌芽だ。私が皆さんに願う所は、精しく学ぶことである。益々、製造の理、天人の大、公理公法の原を推究し、諸々の実用をもとめてほしい。そうすれば、ギリシア、ローマ数千年来の天人、格致、道器の精微を挙げて、積み重ねれば、溝もこれを通じ、吾々の今日の文明の取用に供し、凡そ、この世界に生きる者に、誠に幸中の幸いであり、便利中の便利である。楽しみとは何だろうか。算をひろげようとするのを権限とするが如きである。にぎやかに、大ぜいといい、それで足りる。言をもって、用を措くというのは、吾々の未だ聞いていないことだ。<sup>10)</sup>

と述べられており、算学や学問を盛んにして、積み重ねて、文明の用に供し、幸いと便利をもたらそうとしていることが知られる。

最後に算学館の設置について、「瀏陽算学館増訂章程」第13条には、

本館の設置は、もともと、人材を培植し、遠大に至るのを期しているのであり、あわせて、学生の食計を謀るためではない。算学は格致の基礎であり、必ず、精微にいたし、終身また盡きることができず、門径を処理し清めることを求め、日に積み、月に累して、必ず3年をもって期とする。<sup>11)</sup>

と述べられており、算学館は、自然科学の基礎となり、人材を培植するために設置されたといっている。

---

8) 筆者注

9) 唐才常・譚嗣同等撰前掲書 121 頁

10) 同前 122 頁

11) 譚嗣同・唐才常・熊希齡等主編前掲書 307 頁

## 2. 瀏陽算学館の組織

瀏陽算学館の組織を明らかにするために、まず、瀏陽算学館原定章程<sup>12)</sup>を見、ついで瀏陽算学館増訂章程<sup>13)</sup>を見て行く。

瀏陽算学館の原定章程は、8条よりなっているが、第1条に、

館中に掌教一人を聘し、一年にかかる授業料、給料、礼物、交通費及び僕人の費用は、約三百余串である。監院一人を置き、一年に必要な給料、手当は、約70串である。在學生16人は中立から4、東南西北卿から各3人とし、人毎に、月に錢二串、米3斗を給し、錢は月により、米は日により10ヶ月で計算し、480串となる。管書一人は在學生をあて、錢30串とする。寄宿舎係2人は、賃金は40串。ならびに、季に奨賞を課し、器具、書籍、商業紙等を添置するのに約1千串余。八千金の差し引きで錢数を作し、現在の時価に照して万緡に過ぎざるも強く通じさせるのに、一分の割り引きの利息で僅かに敷衍すべきであり、南台書院から除いた余分の項目200緡は、図書設置の項の用とする。<sup>14)</sup>

と見えており、掌教、監院、在學生、管書、齊夫などの職員に給料をやり、南台書院から200緡を、陽算学館の書籍のために使用しようとしていたことが知られる。

第2条には、

掌教は、外省外県より択り、品行方正、学問が純粹であり、算法に精しく兼ねて西学に通じる者を延聘する。本県人は、聘さず、無能な者が才能があるように見せたり、地位や名譽に未練を抱くのをふさぐ。監院は、生徒と約束し、日に応じて、学科目を考査し、凡そ学業を打ち捨てて顧みない者及び館規を遵守しない者は、均しく、総理に相談してお願いし、総理より退学させて貰う。本県の品望があつて情実のない者を監院となし、もし、その人に難があれば、総理が兼ね、管書は、本県人を用いる。生員、童生に拘らず、そそかしく、懈怠な者は、更らに換え、或いは、監院及び在學生を派して、管理させ、毎年、臨時に酌量する。<sup>15)</sup>

と見え、掌教、監院、管書の資格や生徒の入退学について述べられている。

第3条に、

館事は、公けに7人を択び、經理、総理は一人とし、城郷に拘らず、分理は6人とし、中立2、東南西北各郷1人とする。分理は3年に1回交換し、善なる者は留め、中立は、錢穀の諸事を管理し、斟酌して行い、年の終りに一緒に計算の帳目を調べ、平時は入館して検査し、給料を給す。<sup>16)</sup>

---

12) 同前 299—302 頁

13) 同前 302—308 頁

14) 同前 299 頁

15) 同前 299—300 頁

16) 同前 300 頁

とあり、館の事務を行う者として、経理・総理1人、と6人の分理を置き、錢穀の諸事を管理させようとしていたことが知られる。

第4条に、

在學生は、県によって、選別して入館させ、額内額外と分けて採用し、額内は3年をもって限りとし、退学させる。額外の前から在籍している者を補う。各人は、その郷の缺を補い、もし額外で補完して、呼び出しても来ない場合は、年の終りに別に招考を行う。初めて呼び出しても来ず、欠員のある時は、補うため1回は呼び出すが、二度来なければ退学させる。<sup>17)</sup>

とあり、在學生は、3年を期限とし、欠を補う方法等が明記されている。

第5条に、

生徒は、7日に1回休む以外で、病いでなく服喪でなく、考査でなく、欠席が連続10日となり、5ヶ月内に、合わせて欠席が1ヶ月になる者は退学させる。館規を守らないものは即退学させる。館規は、掌教が総理と一諸に相談して決める。父母の死で館を去る者には錢を三月に給する。哭が終った後でも、授業に来ない場合は、別に人を補う。将来欠員が出た場合は、補いに相当し、喪に服して来ない場合は、普通に退学を論ずる。館規を守らないで退学した者は、選別することは准さない。欠席による退学は、第二次の選別で入学できるが、ふたたび、退学された者は、選別されることは准さない。<sup>18)</sup>

とあり、生徒の入退学のことが明らかにされている。

第6条に、

季ことに一課をはかる。額の内外、及び未だ入学していない者を論じないで、均しく試験に赴くことを准し、等第を分別し、酌奨し、鼓勵に資する。<sup>19)</sup>

とあり、期毎の試験で、等第を分別していることが知られる。

第7条に、

現在は、經費に限度があるので、館を建てることができないので、しばらく、奎分閣を借りて館とする。算法は、六芸の一つに止め、格致入門の始めとする。成效のあるのを俟って、再び、寄附を集め、館舎を建立し、各学を一律に拡充する。書籍は、必ず随時、添置し、各報は、必ず日月によって購買する。<sup>20)</sup>

と見え、館舎の建立、書籍、報の購入、カリキュラムなどに触れている。

第8条に、

---

17) 同前

18) 同前 300—301 頁

19) 同前 301 頁

20) 同前

経費は、現在、得難いので、人から借りたり、不動産を購入し、瀏通の公銭店にあずけて資本金とする。その店が、借出し過ぎて倒閉などの事に遇ったら、公銭店の規条内の倒閉に照して貸借勘定を取りさばくのを停める。<sup>21)</sup>

とあり、資金の借入と資本金の造成について述べられている。

以上、瀏陽算学館原定章程について、検討したが、つぎに、瀏陽算学館増訂章程について見て行く。

同章程は15条より成っているが、第1条に、

本館の受験生は、報名の冊内に中東南西北を註明する他、3代の年令と面貌を書き出す。年が30を過ぎている者は、受験することができない。もしいつわって書き出した者は、調査のあと、取りのける。<sup>22)</sup>

とあり、受験資格のことが明らかにされ、30歳以下でないと受験できないことが知られる。第2条に、

本館は、河北自強学堂等のきめた章程に照して、各人の入学、学習は、半年後に選別を举行し、去留を定める。即ち記しているのは、いわゆる中年の試験である。其の性質がふさわしくない者は、養成できない。また、日を遊び、時をもてあそび、専門がなく、まさに賢路を避け、兼ねて、重ねて天性がこのような者で、規則を去り、避けて与らない者は、即退学させる。もし、切実な要事がある、万が一来れないというのであれば、先ず実状によって休暇を告げ、休暇が満ちた後、候補試を許す。<sup>23)</sup>

とあり、算学館の規則は、河北自強学堂の規則に準拠し、入学、退学の事が述べられている。第3条には、

総理は、館中の綱領であって、一切はその取り締りによるのであって、最も緊要に関係する。まさに、公挙により、必ずしも算学に通暁していなくても良いが、年令は40歳に及んでおり、その論理で、学生に対し父兄の行いをなし、平日は、学問修養に努め、節操がかたく、平和・公正であり、時務に通達し、学問に優長であって、始めて能くその任に勝える。節毎に給料20串を送り、僕人の毎月の手当は一串であり、食事は公備するので、給料は受けない。課を加えたり、奨を充たしたりする者があれば聴く。館に住まない者は半を減じ、手当は、月に照らして計算する。学生が総理に事えるのは、山長に事えるようである。もし、一時にその人を得難いならば、一人で兼理させる。<sup>24)</sup>

と見え、総理の資質が述べられ、学問修養に努め節操のかたい人材が求められているのが知られる。また総理には使用人をつけている。

21) 同前 301—302 頁

22) 同前 302 頁

23) 同前

24) 同前 302—303 頁

第4条は、

館中に斉長一人を置く、山長と総理との相談による。学生の中から比較的年長者で、学業が比較的優秀で、心掛けが篤厚で、品行謹直な者を択り選に充て、協同して書籍を管理させる。別に管書を置かないなら、兼管させ、学資1串500を加給する。もし監院がいなければ、即、監院の事務も処理させる。管書人は、酌弁と相談する。学生のこれに待するのは斉長の如くにし、監院に論じないで、必ず先ず、管書人に述べ、それが山長と総理に転達されるのによる。軽く越えて傲慢になることはできず、彼此交り信じ合い久しく敬っていることを明らかにする。<sup>25)</sup>

と述べられており、斉長、管書の職務が明らかにされている。

第5条に、

毎次の季節の試験は、山長が名を点呼して試験用紙を渡すことによる。試験用紙は、答案の姓名に紙を張り、順序に整理番号をつけ、とぞし調べる。山長が館を離れている時は、総理がこれを主どり、到らない時には、監院及び分理が之れを主る。正午に書き始め、日没に試験用紙を納める。監院に仕事を処理させ、斉長及び管書は、名前をたださないで、但、姓名の上に紙を張った、順序に整理番号をつけられた答案用紙を検査する諸事を管理する。或いは、山長が館を散じているのに遇ったら、赴考の館中の諸事は、次の人に主同させる。<sup>26)</sup>

とあり、試験の仕方などが明らかにされている。

第6条には、

季節の4回の試験の外に、毎月8日には、山長より発題し、在学生に試験する。別に館の試験が2日に限り、答案用紙を交付し10名を酌奨する。その一連の二つの試験で来なかった者は退学させる。<sup>27)</sup>

と見えており、季節の4回の試験、山長の試験、館試などがあったことが知られる。

第7条は、

現に、新定の算学館の学生を京郷の試験に行かせる例によれば、このような年に主講の山長に、賤別の贈物20金を敬致する事を拝承した。現在の在学生及びすでに卒業した3年の諸生には均しく路費20元を送り、未だ卒業しないで館を出た者、在館の学生でない者には、概ね送らない。本館の経費は、現在、尚極めて不足しているが、学問は重要な敬業であり、貴いのは相ともに期することであり、小成より大成に至り、区別したいので、制限を示して云う。<sup>28)</sup>

25) 同前 303 頁

26) 同前 303—304 頁

27) 同前 304 頁

28) 同前

と見え、京郷試に当たり、山長や在学生への旅費の事が述べられている。  
第8条には、

学生は、毎月、日記大簿一本を発し、毎日1頁、日によって、師の伝授した所、自分の演習した所、看書の起止、朋友の講論、及び考えのある発明に与り得る処、並びに算学外旁及び何の業か、賓客の来往が何事か、外出について、其の上に詳載し、次の日早くに山長の書閣に呈す。もし、この日に休暇を取るならば、何故、休暇を取るかを書く。或いは館に在って無事でも、用功がなければ、退学届を書く。山長がもし館を離れていれば、監院がこれを主どり、監院が館に到らなければ、4,13,18の日に逢う毎に交付する。斉長或いは、管書が総理及び分理に送る処は、日により、書により、月が満ちれば、山長に呈す。一小試験で3回最下位の者は退学となる。4月末8月半ば、11月末の一つの大試験で最上位の者は奨を酌し、3回最下位の者は退学となる。<sup>29)</sup>

と見え、学生が毎日、日記を書き、先生から習った事などを記録すること、退学のこと、試験で3回、最下位の者は退学となる事などが知られる。

第9条には、

学を為すには、師を尊ぶより重いものはない。礼記は曰う「師が厳しければ、そのあと、その教は尊ばれ、尊重される。これを師を重じるというのだ」。学生は、山長が指授に当る時は、務めて、虔心に聴受し、疑義があれば、敬い謹んで益を講う。もし或る者が虚偽の捏造により、それにかこつけて、ことさらに詰難し、造って、譏りの言葉とそしりの手紙を書き、議論や試験の答案が公平でなく、批評の言葉が道理にかなっていないので、これを目して師を長とせず、教を承けるに安んじないとした場合、一たび調査して明らかになれば、総理が監院と一諸になって山長に請うて、その者をいましめて、即逐い出す。その事情の比較的重い者は、県君や学師に上申し、出来れば学使に上申する。生員はやめさせ、劣を注し、童生は試験を受けるのを禁ずる。<sup>30)</sup>

とあり、教師を重んじ、それに違ふ者は、一定の調査のあとやめさせることが明らかにされている。

第10条には、

在学生は、務めて、心を平にし、気を和し、相互に切磋すべきである。その学力の比較的浅い者は、謙徳を執り、己に勝って益を求めることに向い、己に勝った者は、また、誠を傾けて相ともに、驕吝を去り、いわゆる相観と記し、これを善しとすることを摩という。もし、文人の相い軽ずる風習をふんで、同じ者と党を組み、異なる者を伐し、小事によって、齟齬すれば、この考えでは、共に学ぶことができないし、館を出てもどうして用を致すことができようか。これに似た者があれば、総理が一諸になってその曲直を判断し、退学させる。甚しければ、山長に請うて、いましめて逐い出す。<sup>31)</sup>

29) 同前 304—305 頁

30) 同前 305 頁

31) 同前 305—306 頁

とあり、学生同志、相互に切磋琢磨すべきことが云われており、それを破る者は、退学か、逐い出すことが述べられている。

第11条には、

学生は、務めて交遊を少なくして、学科目を妨げるのを戒める。親戚の見舞の如きは、輩行の尊重にかかわるので、道が遠ければ、一泊することを許す。試験や平日に親友が仕事で県に来た場合は、その日長くなるようであれば、寄寓している所に招待することはできない。同客が寓しているからである。違う者に対しては、斉長は辞退させる。もし遵わないなら館規を守らないとして論ずる。<sup>32)</sup>

と述べられており、なるべく学科目の勉学に集中させるために、友達などを招待しないように勧められていたことが知られる。

第12条には、

館中に、休暇をとる帳簿を一冊置き、斉長に交付して管理させる。在学生在がもし、帰省したり、用事で休暇をする場合は、斉長の処に赴いて、言明し、簿上に書いて、某人は某日、某日に何事かによって休暇することを明らかにして帰る。また某時帰館すると書く。これは、月の終りに山長及び総理に呈し、監院が閲て調べ、おこたっているかを調査する。手当の銭米は、この帳簿の差し引き計算に照す。もし斉長が外出していれば、管書に交付して、代りに管理させる。<sup>33)</sup>

と見えており、帰省や休暇の時は帳簿に記入させ、それにもとづいて、手当の銭米が計算されることが知られる。

第13条には、すでに見たように、

本館の設置は、もともと、人材を培植し、遠大に至るのを期しているのであり、あわせて、学生の食計を謀るためではない。算学は格致の基礎であり、必ず、極めて精微にいたらせようとし、終身、また尽きることができず、門徑を処理し、清めることを求め、日に積み、月に累して、必ず3年をもって期とする。もし、僅か半年、1年従事するのは、粗雑滅裂であり、狭い見識をもって、深さに臨んで高きを為し、少を加えて多と為す。館にあつては、弟となり、また、復び館を出れば師となる。それは器が小に傾り易いというのではない。その意図は仕事をしないで奉給をむさぼるものである。その考えは想像することができる。本館は、不在館者に銭をつかい有志の路を妨げることはできない。このような者は退学させる。<sup>34)</sup>

とあり、本館の意図が人材の養成にあり、格致の基礎となる数学を3年を期限に学ばせる。それをさまたげる者は退学させるといわれていることが知られる。

第14条には、

古の六芸は、礼、楽、射、御、書、数であり、算は、特にその一つである。即ち西洋人の

32) 同前 306 頁

33) 同前 306—307 頁

34) 同前 307 頁

致用を論ずるのは、数学から始まるが自ら算学に止まらないで、学生が学を為す。まさに、先ず立てなければならぬ大きな者は、倫常を重んずることであり、言行を慎しみ、礼義を崇び、尚、恥を知り、所業は忘れてはならない。助長してはならない、速さを欲してはならない。小利を見ないで仁を守るに及ぶことを知るべきである。富は日に新しく、その後、体が用を立て行。己に及ぶ物を推す。世俗においては、いわゆる一切のおろかさについては問はず、しかしそれを知れば、逐い出す。労することなく、その人を冷遇し、はなれることは、するどく禁ずる。<sup>35)</sup>

とあり、数学は六芸の中にあり、欧米人は算学から始めて算学に止まらない。算学をする上で大切なのは、儒教道徳であり、それを守らず世俗になじむ者は逐い出すといわれている。

第15条には、

本館の定める所の章程及び館規は、皆、実事求是であり、平易で人に親しまれ、強いて難かしい所として、束縛してはしらせる具ではない。学生は、異時、風雲に際会して、中外に勇往邁進し、天下を経画し、綱を挙げ、目を張り、規模は宏遠で、遠くへ行くとしても近くからが必要であり、自からの卑しさを高め、国法に従って踏み行い、離れず接近する。その立派な道徳は、自ら尊び尚、出ないで、それに与り、功成り、身退き、遂いに、初めて隠遁の場所にあり、名徳はすでにさかんであり、衆はそこに属することを望む。本館の総理の任は、必ず異人ではなく、地に易く、皆そうであり、苛酷な施設と疑ってはならない。<sup>36)</sup>

と述べられており、算学館の章程(=規則)<sup>37)</sup>が実事求是を求めており、卑近なものであり、苛酷な施設ではないとしていることが知られる。

以上、章程について考察したが、湖南省志第1巻によれば、

戊戌政変後、新学が抑えられ、算学館もそれにしたがって、形を無くし、停頓した。<sup>38)</sup>

と見え、算学館も政変後、停頓のやむなきに至ったことが知られる。

### 3. 瀏陽算学館の参加者

前述の『湖南省志第1巻』<sup>39)</sup>、『瀏陽興算記』<sup>40)</sup>、『清季湖南的新政運動(1895-1898)』<sup>41)</sup>により、瀏陽算学館の参加者、賛成者で氏名の判明する者を表示して置く。

35) 同前

36) 同前 308 頁

37) 筆者注

38) 湖南省志編纂委員会編前掲書 138 頁

39) 同前

40) 2)に同じ

41) 林能士前掲書

氏名	出身	官職	会中の役割
陳宝箴	江西	湖南巡撫	賛成者
江標	江蘇	湖南学政	賛成者
宴孝儒			賛成者
譚嗣同	湖南	候補知府	提唱者
唐才常	湖南	拔貢生	提唱者
欧陽中鵠	湖南		提唱者
劉淞英	湖南		提唱者
涂質初	湖南		提唱者
羅召甘	湖南		提唱者

以上によれば、賛成者、参加者で氏名の判明している者は、9名おり、その出身地は、当然のことながら湖南にかたよりが見られ、その他、江西、江蘇が一人である。

官職は、二品の巡撫一人、七品の学政一人、四品の候補知府一人、未入流の拔貢生一人であり、官職の判明しない者の多くが、湖南の郷紳層であったと考えられる。

会中での役割で、現在判明しているのは、賛成者3名、提唱者6名であり、具体的な役割は、未だ判明していない。

変法派の派別としては、陳宝箴、江標などの中間派と譚嗣同、唐才常などの左派が見られる。この他に、氏名の判明していない提唱者数名と学生達16名がいる。<sup>39)</sup>

#### 4. 瀏陽算学館の意義

瀏陽算学館の意義について考察して行く。

まず、既述した「瀏陽算学館増程章程」には、「本館の設置は、もともと、人材を培植し、遠大に至るを期している」<sup>42)</sup>と述べられており、人材の育成を意図している。

また『瀏陽興算記』には、すでに見たように「湖南省は、中国の萌芽にあたり、瀏陽は湖南の萌芽にあたり、算学は、また萌芽の萌芽だ」<sup>43)</sup>と云われている。

ついで、梁啓超は「譚嗣同伝」で、「甲午戦事後、益々発憤して新学を提唱し、初めて、瀏陽に一学会(=算学館)<sup>44)</sup>を設け、同志を集めて、講求磨礪して、実に湖南省全体の起点をなした」<sup>45)</sup>といわれている。

さらに、林能士の『清季湖南の新政運動』によれば、「算学社及び、それを基礎として組成された算学館は、実に湖南省の新学を講求する基点となった」<sup>46)</sup>と述べられており、算学館が湖南省の新学講求の基点となっていることが知られる。

以上により、瀏陽算学館が、人材の育成と瀏陽県、湖南省、ひいては、中国の近代化に一定の役割を果たしたことが知られる。

42) 34)に同じ

43) 10)に同じ

44) 筆者注

45) 譚嗣同前掲書 543頁

46) 林能士前掲書 13頁

### おわりに

以上、算学館について考察して来たが、最後にそれをまとめて置く。

瀏陽算学館は、光緒二十三年に、湖南省瀏陽県に設立され、それは、湖南省の新学講求の基点と新政の起点を意図されたものであった。

その組織については、瀏陽算学館原定章程並びに増訂章程により知ることができる。

それによれば、教官としては、掌教、監院がおり事務員としては、經理、總理、分理などが置かれた。学生は30以下で、学習年限は3年であり、学生同志を切磋させ、人材を育成し、湖南省の新学講求の基点としようとしたが政変後、停頓したことが知られる。

その参加者は、譚嗣同、唐才常、歐陽中鵠など十余名であり、それに学生達がいる。またその派別は、左派から中間派までいたと考えられる。

瀏陽算学館の意義は、人材養成とそれを湖南の新学の基点とし、湖南省、中国を近代化しようとしたことにあるということができよう。

附記 本小論は、1994年11月のアジア教育史学会の月例会での研究発表に加筆訂正したものである。